2024年12月18日 No.33

おおふな

発行者:小林洋一 編 集:情宣部

JR東労組 大船支部

八地申第2号「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ 第3回交渉会社は社員に「正しい報告」を求めておきながら・・・

現在、八王子地本では八地申2号交渉が行われています。これは管理者からパワハラ・暴行を受け、身の危険を感じたAさん(B副長に力ずくでソファーに押さえつけられ、その抑え手がのど元にずれ、呼吸が困難となった)が、B副長を振り払ったこと(正当防衛)に対し、「管理者に傷害を負わせたとし、出勤停止20日間・賃金カット・出向発令がされた不当処分・不当転勤に対するたたかいです。(詳細は緑の風11月号をご覧下さい)

第2回交渉で会社は・・・



「君たちが安心して仕事をする必要はない」とB副長が話した とAさんは言っている!

他の社員から聞いていない。

その発言は支社としての公式見解か!

当該社員は言っている。恐らくそのような発言があったと思われる。 当該副長から聞いていない。



第3回交渉

今事象の内容を明確にしようとしない支社に対し、八王子地本は この事象の調査を行うように突き付け、第3回交渉で再回答を求めた!

A社員の聴取内容とB副長の聴取内容の整合性をとる必要はない。

一門一句どのようなやりとりがあったか前段について確認する必要はない。

B副長に暴行して怪我をさせた事実は確認できたので処分した。

一方的な調査で社員を処分!?

八王子地本交渉団は「不誠実団交」であることを指摘!
八王子の仲間と共に全職場からたたかいをつくりだそう!